おおいた市報

第639号
昭和48年
2月15日

発行所
大分市役所
編集兼発行人
大分市役所代表者
橋本文治
印刷所　三恵印刷株式会社

（全世帯無料配布）

毎月1日・15日発行

テレビ広報
市民の広場
「火事を防ごう」

OBS大分放送	TOSテレビ大分
2月25日	3月10日
午前7時15分	午前10時45分

生鮮食料品の価格安定のために
中央卸売市場48年度に着工

市では、生鮮食料品の流通機構の改善をはかるため、昨年二月に農林省から中央卸売市場開設区域の指定をうけ、四十八年度に市場の建設に着工する準備をすすめています。

現在大分市内の生鮮食料品（魚野菜、果物）の流通機構は、青果市場で植田青果、大分中央青果、大分森青果、大分青果、鶴崎青果市営青果の六市場、水産物市場で、大分魚市場、大分中央魚市、鶴崎魚市、坂ノ市魚市の四市場、あわせて十市場があります。

現在大分市は毎年平均一万二千人の人口増加をみており、都市化が急速にすすんでいます。この中で、現在の市場は、一部を除き市の中心部にあり、施設もせまく老朽化しており、とくに駐車場不足は深刻です。

また最近、産地の集団化により出荷単位が大規模となり、このような小規模な市場では対応しえない面がでてきました。

中央卸売市場が開設されると集荷能力が増大し、これまで大都市に流れていた品質のよい魚や野菜果物が産地から直接入荷することになり、豊富に確保されるようになります。またこれまで各市場ごとに異なっていた価格が一本化され、安定した価格が期待されます。

この中央卸売市場は、大分市が開設者となり、豊海三丁目、四丁目（五号埋立地）に建設するもので八万六千二百八十四平方メートルの敷地の中に、卸売場、駐車場冷蔵庫、加工施設、倉庫、関連商品売場等を設けます。

中央卸売市場には、青果五市場（植田青果、大分中央青果、大分森青果、大分青果、市営青果）と水産二市場（大分魚、大分中央魚）が卸売業者として入場する予定です。これらの業者は取引の合理化と公正な競争を確保するため青果、水産ともそれぞれ二業者に統合することで現在その具体的な話し合いをすすめているところです。

青果物卸売業では、大分中央、大分森、大分青果の三社の合併を行ない植田青果とともに入場することとし、現在話し合いをすすめています。また水産物卸売業では大分魚市場、大分中央魚市場が、それぞれそのまま入場する予定ですが、入場に難色を示している大分魚市場については、引き続き話し合いをすすめています。市ではこの話し合いと平行して、四十八年度には市場の建設に着手する予定です。

中央卸売市場建設予定地

まちぐるみ健康保持へ
地域保健委を設立

一月二十四日大分市地域保健委員会が発足しました。

この委員会は行政機関、医療機関、医師会、歯科医師会、事業所、地域住民等によりまちぐるみで、医療と公衆衛生について、調査研究して市民の健康保持を増進しようというのが目的です。

設立総会では会則をきめたあと役員を選出、会長に安東市長、副会長に川上市議会議長、吉川大分市医師会長等を選びました。

引き続いて第一回総会が開かれ大分市地域保健推進要綱案と本年度予算案を審議し、原案どおり承認しました。

推進要綱によると、目的達成のため乳児保健、学童保健、成人保健、予防接種、公害対策、環境衛生、歯科衛生、救急対策、結核対策の九つの小委員会を設け、各部門別に専門の立場から調査研究して、対策を検討していくことにしています。

現在の青果物卸売市場流通図

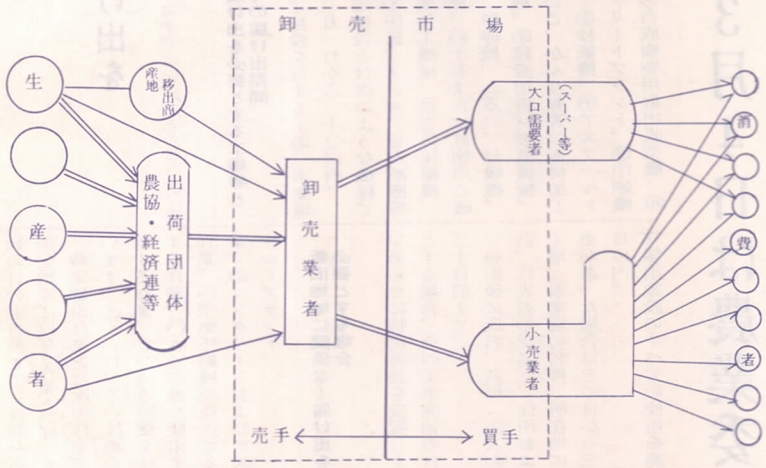

市内を緑いっぱいに
出生・入学等の記念に植樹を
社会福祉施設等に苗木を無償配布

市では「青空と緑に映ゆる豊かな躍進都市」をキャッチフレーズに大分市総合開発計画を実施しています。

この計画に基づき昨年九月八日大分市緑化推進協議会が設立されました。この協議会では郷土の自然保護と緑にみちた豊かな生活環境をつくるために現在緑化推進施策を展開しています。

緑化推進施策のひとつとして市では一般市民の参加による記念植樹を行ないます。これは出生、入学、卒業、就職、成人、結婚等を記念し、市の指定場所で記念植樹を行ない生涯の思い出となる森を作ろうというものです。

記念植樹は次の要領で行ないます。希望者は三月十日までに大分市緑化推進協議会事務局（市耕地林業課内）へ申し込みください。

▽対象者　市内居住者
▽植樹の時期　三月四日、十一日、十八日、九時から十二時までです
▽植樹場所　大字宮河内字赤迫
植樹した樹木には協議会において申込者の住所、氏名、記念事項を記入して管理します。

この記念植樹とともに二月から社会福祉施設、各町内会、団地、工場等に緑化木を無償配布しています。

また市では緑化推進施策として「緑の羽根」募金を二月一日から三月三十一日まで実施しています大分市を緑にみちた市にするため緑の羽根に市民の皆さんのご協力をお願いします。

ありがとうございました
緑化寄付金あいつぐ

大分市緑化推進協議会の発足以来、市民の緑化意欲は急に高まり緑化推進費用の一部にと会社や団体等から多額の寄付金が寄せられています。紙上をかりて厚くお礼申しあげます。

二月十日までの寄付者は次のとおりです。（敬称略）

マリンパレス上田保　百万円、菊水飯田勇作　百万円、大分信用金庫山上民也　三百万円、大分銀行木下常雄　二百八十万円、大分電々公社職員　五万円、東芝大分工場青年学級　五千円、高砂ビル佐保康彦　十万円、合計七百九十五万五千円です。

所得税
確定申告は3月15日まで
納税相談所を開設

昭和四十七年分の所得税の確定申告と納税の時期がやってきました。

所得税は一年間の所得とそれに対する税額を自分で計算して税務署に確定申告をし、納税することをたてまえとしています。

申告は三月十五日までとなっていますが、税務署では申告をする納税者のため所得税、個人事業税県市民税の共同納税相談を別表のとおり行ないます。

申告書の書き方、所得の計算方法などのわからない方は気軽にご利用ください。

なお、相談にこられる方は次のことは必ず守ってください。

▽相談される方はなるべく早目に
また、日時の通知を受けた方はその日時にでかけましょう。
▽申告書用紙は税務署からあなたに送られたものを使いましょう。
▽申告書の住所、氏名、職業、屋号、電話番号、配偶者、扶養親族などの記入欄、社会、生命、損害の各保険料控除欄などはあらかじめ自分で記入しておきましょう。
▽申告書に添付することになっている各種証明書などの必要書類、印鑑は必ずお持ちください。
▽ことしから青色申告をされる方は三月十五日までに申請書を提出しましょう。

また、四十七年中に贈与を受けた場合の贈与税の申告と納税も三月十五日までです。

所得等関係

相談日	相談場所
2月27日～2月28日	商工会議所鶴崎支所、大南、植田、大在、坂ノ市の各支所
3月1日～3月15日	大分税務署（日曜日は除く）

譲渡等関係

相談日	相談場所
2月19日～2月20日	大在、坂ノ市の各支所
2月21日～2月23日	商工会議所鶴崎支所

大分の青空いつまでも
1月のSO₂濃度と浮遊粉じん
SO₂濃度は市役所県庁が高め

1月の亜硫酸ガス平均濃度は先月に比べるとあまり大きな変動はありませんが市役所と県庁が高い値を示しております。この原因としては先月と同様にビル等の暖房による影響と思われます。

浮遊粉じん濃度は先月に比べ国立高専がやや高くなっていますが、他の測定点は低くなっています。

オキシダント濃度は先月よりやや低くなっています。

月別浮遊粉じん量

（単位mg/m³）

区分	測定場所＼月	昭和47年10月	11月	12月	昭和48年1月
市測定器	三佐小学校	0.040	0.043	0.047	0.035
	東大分小学校	0.040	0.037	0.043	0.038
	市役所	0.049	0.047	－	0.057
県測定器	大分県庁	0.059	0.057	0.055	0.041
	国立高専	0.041	0.039	0.036	0.042
	日岡小学校	0.059	0.052	0.049	0.044
	南大分小学校	0.033	0.015	0.009	－
	鶴崎小学校	0.050	0.067	0.049	0.046
	大在小学校	0.044	0.051	0.041	0.041
	坂の市支所	0.050	0.049	0.057	0.050

月別オキシダント濃度

（単位PPM）

区分	測定場所＼月	昭和47年10月	11月	12月	昭和48年1月
市	市役所	0.031	0.025	0.026	0.024

月別亜硫酸ガス濃度

（単位　PPM）

区分	測定場所＼月	昭和47年10月	11月	12月	昭和48年1月
市測定器	三佐小学校	0.016	0.013	0.013	0.011
	桃園小学校	0.009	－	0.009	0.011
	東大分小学校	0.021	0.012	0.015	0.014
	大分工業大学	0.021	0.015	0.015	0.015
	市役所	0.020	0.016	－	0.026
	滝尾小学校	0.010	0.008	0.009	0.010
	上久所公民館	0.011	0.008	0.008	0.011
	植田小学校	0.006	0.005	0.006	0.012
	竹中小学校	0.011	0.009	0.007	0.012
	八幡小学校	0.014	0.009	0.008	0.009
県測定器	大分県庁	0.022	0.019	0.028	0.027
	国立高専	0.022	0.019	0.022	0.016
	日岡小学校	0.018	0.016	0.017	0.013
	南大分小学校	0.018	0.011	0.011	0.011
	鶴崎小学校	0.019	0.016	0.015	0.013
	大在小学校	0.019	0.020	0.019	0.016
	坂の市支所	0.018	0.014	0.017	0.015

48年1月 風配図

測定場所
東大分小学校

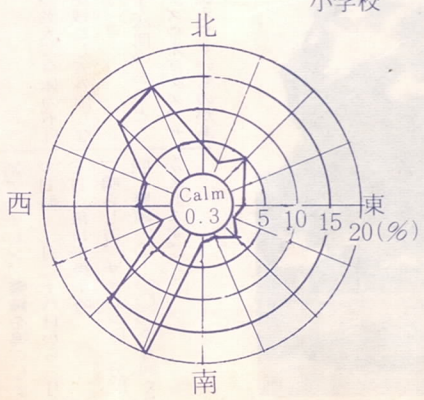

臨海埋立地などを対象に

騒音規制地域を拡大

特定施設のある工場等は届け出を

騒音規制法に基く地域指定が大幅に変更、拡大され、新しい市の騒音規制地域が三月一日から施行されます。

今回の地域指定の変更、拡大は騒音規制が法律上適用されていなかった臨海埋立地を入れるとともに、この地域の夜間規制値を五十五ホーンに引き下げ厳しい規制を加えることにしたものです。また市街地化している稙田地区なども組み入れています。

これにともない規制面積は従来の五十八平方㌔であったものが百八十八平方㌔となり、地域内の人口も二十一万人から二十八万人が対象となりました。

一方、規制地域内の工場は騒音発生施設の届け出が義務づけられ、これにともない市では騒音の発生源の確認が容易になり、行政指導をさらに強めることができます。

規制地域は四段階に分けられており住居専用は一種、住居地域は二種、商業、準工業、近隣商業は三種、工業専用地域は四種となっています。

四種地域の規制値を見ると午前六時から午前八時までは六十五ホーン、午前八時から午後七時までは七十ホーン、午後七時から午後十時までは六十五ホーン、午後十時から午前六時までは五十五ホーンとなっています。

該当地域は届け出を

今回、新たに指定された区域は市公害課で縦覧しています。

指定区域内で特定施設のある工場等はすぐに届け出をしてください。

届け出を必要とする工場等とその届け出期間

▽特定施設を有する工場、事業場では三月一日から三十日以内。

特定施設とは次のような機械です。㋑圧延、プレス、せん断機等の金属加工機械。㋺空気圧縮機、送風機。㋩土石または鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい、分級機。㋥織機。㋭建設用資材製造機械。㋬帯のこ、かんな盤等の木材加工機械。㋣抄紙機。㋠アスファルトコンクリートプラント。㋡印刷機械。㋢合成樹脂用射出成型機。㋤鋳型造型機。

▽特定建設作業……三月一日以降に作業を行なう場合、その作業開始の日の七日前まで（従前からの指定地域で行なう作業と同様です。）

特定建設作業とは次の作業をいいます。㋑くい打、くい抜機を使用する作業。㋺びょう打機を使用する作業。㋩さく岩機を使用する作業。㋥空気圧縮機を使用する作業。㋭コンクリートおよびアスファルトプラント。

新旧地域に関係なく届け出を必要とする場合

▽あらたに特定施設を設置しようとする場合、その工事開始の日の三十日前まで。

▽届出後に氏名、名称（法人の場合、代表者の氏名）、住所および工場、事業場の名称、所在地に変更があった場合はその日から三十日以内。

▽届出施設のすべての使用を廃止したときはその日から三十日以内。

▽届出施設の数の変更および騒音の防止方法を変更しようとする場合はその工事の開始日の三十日前まで。

▽届出後の施設のすべてを譲り受け、または借り受けた者はその日から三十日以内。

以上について届け出がないときは罰せられます。届出用紙は市公害課（☎34-6111）に用意しています。

騒音規制法規制基準新旧比較

区域の区別＼時間帯		昼間	夕	朝	夜
		午前八時から午後七時まで	午前六時から午前八時まで	午後七時から午後一〇時まで	午後一〇時から午前六時まで
第一種区域	旧	五〇ホーン	四五ホーン		四〇ホーン
	新	五〇ホーン	四五ホーン		四〇ホーン
第二種区域	旧	六〇ホーン	五〇ホーン		四五ホーン
	新	六〇ホーン	五〇ホーン		四五ホーン
第三種区域	旧	六五ホーン	六〇ホーン		五〇ホーン
	新	六五ホーン	六〇ホーン		五〇ホーン
第四種区域	旧	七〇ホーン	六五ホーン		六〇ホーン
	新	七〇ホーン	六五ホーン		五五ホーン

種地別特定工場

地域別工場数＼区域の区分	現行地域 工場数	現行地域 割合	新地域 工場数	新地域 割合
第一種区域	三	一、二	——	——
第二種区域	六四	二五、九	六九	二五、三
第三種区域	一一〇	四四、五	一二八	四六、九
第四種区域	七〇	二八、四	七六	二七、八
合計	二四七	一〇〇、〇	二七三	一〇〇、〇

3月4日は農業委員選挙

農家の方は必ず投票を

市農業委員会委員選挙が二月二十二日告示され、三月四日に投票が行なわれます。

明るい農業を築くため、三年間の任期を安心して託すことのできるりっぱな人を選びましょう。

投票のできる人

投票のできる人は四十七年一月一日現在で調製した市農業委員会委員選挙人名簿に名前がのっている人です。

選挙人名簿の登録要件は次のとおりとなっています。

㋑十アール以上の農地を耕作している人。

㋺㋑の人の同居の親族またはその配偶者、ただし年間六十日以上耕作に従事している人。

㋩十アール以上の農地を耕作している農業生産法人の組合員または社員。ただし年間六十日以上耕作に従事している人。

以上、いずれも大分市内に住んでいて年齢満二十歳以上の人です

投票所入場券の配布

入場券は市職員や自治委員を通じて二月末日頃までに対象者の皆さんへ配布いたします。

入場券には投票場所が記入されていますので、確かめて投票当日、必ず本人がお待ちください。

万一なくしたり破損した場合は投票所で再発行しますので申し出てください。

投票時間

投票のできる時間は午前七時から午後六時までです。ただし大南支所管内の百木、伊与床の両投票所は午後四時までです。

不在者投票

不在者投票は市選挙管理委員会事務局、支所管内の方は各支所庶務係で二月二十二日から三月三日までに行なってください。時間は毎日午前八時半から午後五時までです。土曜日、日曜日もできます

選挙区と委員の定数

農業委員の選挙は前回（四十五年）と同じ小選挙区制で行ないます。選挙区と定数は次のとおりです。

大分地区九人、鶴崎地区九人、大南地区七人、稙田地区七人、大在地区三人、坂ノ市地区五人です

開票の場所

開票は即日開票で次の六カ所で行ないます。

大分文化会館第二会議室、鶴崎公民館、戸次公民館、稙田支所会議室、大在支所集会所、坂ノ市支所会議室。

立候補（推せん）届出の受付

市農業委員会委員選挙の立候補（推せん）届出を二月二十二日午前八時半から市役所四階委員会室（北側庁舎）で受付けます。

届出期間は二日間で、二十三日の午後五時までです。

春の火災予防運動 2月28日～3月13日

まず家庭内の安全管理を

ちょっとした不注意が火事のもと

二月二十八日から三月十三日まで全国一斉に春の火災予防運動が展開されます。

例年二月から三月にかけては空気が乾燥し、風が強く吹くので大火になりやすく、そのうえ暖房器具など火を使用する機会も多く火災の起りやすい季節です。とくに二月から四月までは火災の多い月であり、年間の火災の六十パーセント以上が発生しています。

市では昨年百十九件の火災が発生し死者四名、負傷者三十六名、損害額一億二千万円で、一昨年と比較すると火災件数では二十一件少なくなっていますが、損害額は四千七百万円も多く、死傷者数は約三倍にもふえています。

また今年の一月にはすでに九件もの火災が発生し、損害額は二百四十八万六千円にもなっています

このようなことから市消防本部ではこの運動期間中、二つの重点目標「百貨店やホテルなどのような多くの人が出入りする施設における安全避難」と「家庭内の安全管理」をあげて運動を展開します

身のまわりの防火総点検を

火災のうち建物火災が半分以上であり、原因はその九十パーセント以上がタバコ、たき火、ストーブ、火遊びなどのように火の取り扱い不注意や不始末による失火です。

各家庭で火を使用する器具の点検や安全な火気の取り扱いの注意また火災の発生にそなえての消火バケツや消火器の準備、安全な避難の確保などについて家族ぐるみ地域ぐるみでお互いに一致協力して身のまわりの防火総点検をしましょう。

防火の心得10箇条

あなたの家庭から火災を出さないため今すぐ防火の心得十箇条を実行しましょう。

㈠火を使う器具は故障のない安全なものを正しく使う。

㈡火の気を使う場所は良く整理し燃えやすい物は置かないようにする。

㈢石油やガスなどの危険なものは取り扱いに注意する。

㈣バケツの水や消火器は必ず備えておく。

㈤老人や子供などは逃げやすい安全な場所に寝かせる。

㈥外出するときや就寝前には必ず電気器具のスイッチの切り忘れ、ガス器具のコックのしめ忘れ、石油ストーブなどの消し忘れがないか、タバコの吸いがらの始末は良いかなど火の元の点検を確実に行なう。

㈦小さな子供や老人、身体の不自由な病人だけを残こして外出しない。

㈧タバコは必ず灰皿のあるところで吸い、紙クズやオガクズ、ガソリンなどの燃えやすいものがあるところでは吸わない。

㈨もみ消したと思った吸いがらが再び燃えだすことがあるので、吸いがらの始末は水で良く消して処理する。

㈩吸いがらの投げ捨てや寝タバコは絶対にしない。

サイレン警鐘を鳴らします

春の火災予防運動期間中次の要領でサイレン、警鐘を鳴らします

▽日時　二月二十八日から三月十三日　毎日午後十時

▽鳴らし方、サイレン…一分間一回、警鐘…〇―〇〇〇を五回くりかえします。

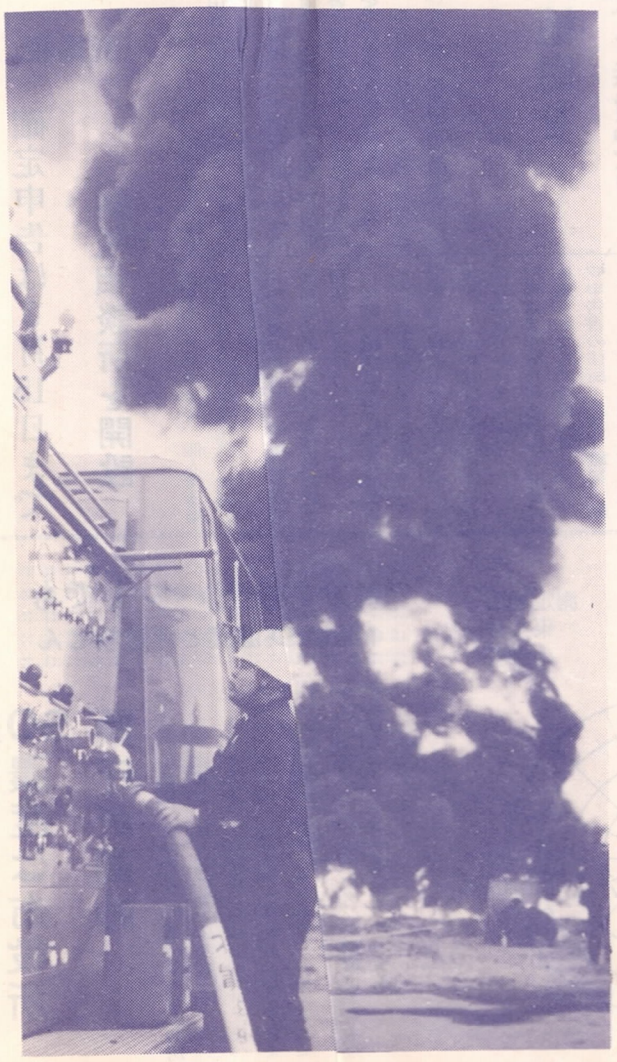

72年間市民に親しまれた別大電車の移設作業が2月1日午後7時から行なわれました

大分地域広域市町村圏協議会

広域的に行なう事業を協議

道路・消防・ごみ処理など

二月五日大分地域広域市町村圏協議会（会長安東市長）が大分文化会館第2会議室で開かれました。

この協議会は大分市、野津原町、挾間町、庄内町、湯布院町、佐賀関町で構成されており、各市町協力して公共施設を整備し、住民サービスを向上させようとするものです。

昨年八月に結成されて以来、この広域市町村圏でとり上げる事業を検討していましたが、この日の会議ではこの計画案を協議しました。

道路の整備

圏内の一、二級市町道を主体に三百九十三路線をもって広域ネットワークを編成し、このうち急を要する百四十四路線を根幹道路として取り上げ、舗装率を昭和五十年度まで六十八・六%、昭和五十二年度まで七十七・七%にするよう整備を推進します。

消防、救急の強化

大分市、佐賀関町は常設消防があります。それのない野津原町、挾間町、庄内町、湯布院町の大分郡四町に一部事務組合による常備消防体制を確立し、消防力の強化をはかるとともに、大分市との間に相互応援協定を締結することにしています。また救急業務もあわせて実施することにしています。

これの実施年度は昭和五十年を予定しています。

ごみ処理施設の建設

大分市がごみ焼却場（一日三百トン処理）を建設し、運営管理を行ないます。

施設は、大分市と野津原町、庄内町、挾間町が利用し、運営管理に要する経費は、利用量に応じて各市町が負担することにしています。

火葬場の建設

大分市が昭和四十九年度に火葬場を建設することにしています。

新設の火葬場は大分市、野津原町、挾間町、庄内町の四市町が利用し、それぞれの市町に施設利用の受付窓口を設けます。料金は四市町内住民は同一料金とし、三町は運営費の一部を負担することになっています。

公害防止

大分市、佐賀関町は昭和四十七年十二月に策定した大分地域公害防止計画を強力に推進し公害防止に万全を期します。とくに上水道源となっている大分川、大野川水系の河川汚濁防止や清掃美化を推進するため、これらの河川に関係する大分市、大分郡四町と犬飼町で昭和四十八年度に大分川、大野川水系河川浄化推進協議会を設置して、事業を強力に推進します。

中央卸売市場の建設

圏域内住民に安定した生鮮食料品を供給するため、市内の市場を整理統合して、中央卸売市場を建設します。（別項参照）

以上の計画は県、自治省と協議の上三月までに決定することにしています。

大分一亀川間を走る〝サヨナラ電車〟（昨年4月）

西大分 若草 公園に別大電車を展示

徹夜作業で電車移設を行なう

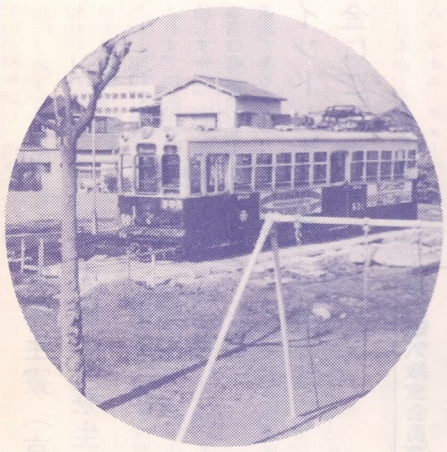

西大分公園に展示された電車

若草公園で余生をすごす電車

あなたのコーナー

国民年金の強制加入者は

〔問〕私は二十一歳の料理学校の生徒ですが、市役所から国民年金の強制加入者といわれました。

市報では学生は加入してもしなくてもよいとありましたが、おかしいのではないでしょうか

〔答〕国民年金では、学校教育法に規定する高校、大学の全日制の学生や生徒は強制加入の対象から除外していますが任意加入できることになっています。

その理由はこの人達が卒業して会社などに就職したときは、厚生年金保険や共済年金など職場の年金への加入が予想されるので、それまでの間は国民年金への加入を強制しないで希望する人だけを加入させようという趣旨からです。

ところが料理学校、洋裁学校、理容、美容学校などに通う人や定時制の学生生徒、または通信教育を受けている人はすでに社会で働いている人が大部分ですし、卒業後も自営するか小規模な事業所に雇われる場合が大部分なので、強制加入の対象としているのです。

交通事故の正しい解決法

事後処理は慎重に

交通事故は年ごとに増加しています。最近とくにこれの事後処理が不十分なため、思いがけない悲劇にあう人がふえています。そこで交通事故にあったらどうすればよいかについて説明することにします。

1　交通事故にあったら必ず事故届を警察にすること

交通事故にあった当時、物損事故のみで、格別人身事故もないため、当時者双方の話し合いですまし、あるいはプライバシーの面もあって事故を公にしたくないというような事情等により、事故届を警察に提出しなかったものが、後日加害者が示談条件を履行しなかったり、または身体に異状を訴える事態となり、その賠償解決がこじれるケースが多くなっています。

交通事故にあったら必ず警察に事故の届出をすることはもちろん事故の目撃者がいたらその人の住所、氏名を確認しておくことが、将来事故解決のための基礎的要件です。

2　悪質示談屋の介入に注意すること

交通事故の賠償解決に際し、当事者の無知に乗じて、被害者、加害者をくいものにする悪質示談屋が介入しているケースが増加しています。委任状を持たない自称代理人と示談をすすめたり、不用意に印かんや印かん証明を渡したりすることは絶対にさけてください。

3　公的な相談機関を利用すること

交通事故の正しい解決は事故により発生した損害を事故当事者が公平に負担することにあります。そのため、賠償責任者、過失相殺損害額の計算、示談の進め方等について専門的な知識を一般の方はもっていないのが通例です。

被害者はもとより、加害者も示談する前に必ず公的な相談機関を利用し、十分な知識を得た上で解決の方法を考えてください。現在公的な相談機関としては県交通安全対策室、市交通安全対策課、各警察署に交通事故相談所があります。

4　傷害の治療はなるべく、国保社会保険を利用すること

自動車損害賠償保険は、現在自由診療となっていますので、治療費が高額となっている場合が多くみられます。自動車事故による傷害治療でも国民健康保険や各種社会保険による治療ができますのでできるだけこれを利用するようにしてください。

5　刑事責任と民事責任は本質的に異なっていることを理解しておくこと

賠償解決のための話し合いに際して、罰金がこなかったら自分に責任はないのだということをよくききますが、これは誤った考え方です。

刑事責任は法令違反の事実があり、それが刑罰に値するものであるか否かによって問われるものです。

これに対し民事責任は損害発生の事実を前提とし、その損害を当事者（加害者、被害者）で公平に負担するということです。民事責任における安全運転義務の内容は①危険の発生を予見する義務、②危険を回避する義務の二つに分れます。したがって運転者がこれらの義務に反する運転によって事故を起した場合は、たとえ刑事責任を負わされなくても民事責任は負担しなければならないことになります。

6　早期の示談はさけること

示談は被害者の損害確定（死亡傷害の治療、後遺症の決定）をまってなされるべきものです。事故当時安易な考えから治療中にまたは被害者の無知から不合理な条件で示談を終了しているケースが多くみられます。治療中の示談は絶対さけるべきであり、また最終的に示談をする場合は必ず公的相談機関と相談の上行なうようにしてください。

7　自賠責保険による被害者救済制度を利用すること

自賠責保険では被害者のため、保険金の仮渡制度が設けられています。加害者から何もしてもらえない場合には、まずこの仮渡金の受給手続をとってください。

8　損害賠償自衛措置として訴訟手続を考えること

加害者に誠意が認められず、財産いんとくのおそれがあるときは簡易裁判所に対して、相手資産の仮差押えの手続をとってください。また治療が長期にわたるときは、治療費、休業補償について仮処分の執行を前記裁判所に請求するようにしてください。

9　損害賠償の消滅事項を知っておくこと

損害賠償権の消滅時効は次のとおりとなっています。被害者はこの時効完成期日前に損害賠償の解決をするか、請求行為を相手方にしてください。

(イ)保険関係

(1)自賠責保険は被害者は事故後2年、加害者は賠償金を支払ったときから2年。

(2)任意保険は債務を負担したときから2年。

(ロ)民法上は3年。

(ハ)後遺症損害については、医師の後遺症診断のあったときから、前各号に消滅時効が進行する。

10　任意自動車損害保険にできるだけ加入しておくこと

交通事故は被害者はもちろん、加害者側も多額の損害賠償金を支払うことにより、その生活、事業基盤を失う場合もおこってきます。

この意味から加害者もまた一面では被害者的な立場にたつことになります。交通事故発生の場合、経済的な負担軽減をはかるため、できるだけその目的に応じ任意自動車損害保険に加入しておくことをおすすめします。

このほか生活つなぎ資金の無利子貸付や、自動車損害賠償保険の請求手続の無料教示代書等大分県交通事故被災者援護協会で行なっています。また大分市でも交通遺児には奨学金を贈る制度がありますのでご利用ください。

単車軽四の廃車申告は早く

軽自動車税は4月1日現在所有の単車や軽四などに課税されます。

使わなくなった車の廃車申告は今すぐにしてください。申告をしないと車はなくても税がかかります。

申告手続きは単車（百25CC以下）の場合、標識（ナンバープレート）、印鑑を持って市民税課または各支所税務係で行なってください。軽自動車（百26CC～3百60CC）の場合は標識、印鑑、軽自動車届出済証などを持って県陸運事務所で行なってください。

申告を他人に頼んだ方は結果を必ず確かめてください。また住所を変更した方は市民税課まで連絡してください。（市民税課）

47年度の市税の完納に協力を

2月は国民健康保険税第6期分を納付する月です。納期内に完納してください。

これで47年度の市税納期が全部おわりますが、お宅の納期通知書に全部領収印が押されているか確かめてください。

また納めていない市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税国民健康保険税）等がある方はこの際完納してください。

◎市税は預金から自動的に納付できます。

納期のたびに金融機関等にでかける不便を解消するのが、口座振替納税制度です。

申し込み、問い合わせは市納税課、または金融機関の窓口で受け付けています。（納税課）

今月の納税
国民健康保険税　第6期

固定資産課税台帳の縦覧は4月

固定資産課税台帳の縦覧は毎年3月1日から20日まで行なわれていますが今年は土地税制の大幅な改正が見込まれる情勢にあるため縦覧を4月2日から21日までに延期します。（資産税課）

電話加入権の公売
とき　2月28日10時
ところ　市納税課

事業用償却資産の申告は早く

事業用の償却資産の申告はすみましたか。

事業用の償却資産を市内に所有している方（個人、法人）は1月31日までに資産の種類、取得時期、取得価額等を申告することになっています。

まだ申告していない方は早くすませてください。（資産税課）

大学高校の奨学生を募集中

市教育委員会では大学、高校の奨学生を募集します。

▽奨学金、大学…毎月5千円以内を卒業するまで貸し付けます（返還は卒業後10年以内）

高校…毎月2千円以内を卒業するまでさしあげます。

▽応募資格、㋑保護者の本籍が46年4月以前から大分市にあって引き続き大分市民であること㋺48年4月大学、高校に入学予定の者　㋩身体強健、学業、人物ともに優秀で経済的理由で学費を納めることが困難な者。㋥その他とくに選考委員会の審議を経て教育委員会が必要と認めた者。

▽願書締切日　3月15日

▽願書提出先　市教育委員会学校教育課

▽面接日　大学…願書提出の際行ないますので願書は本人が必ず持ってきてください。高校…本人に通知します。

▽願書用紙　大学の願書は市学校教育課（☎㉜5550）に、高校の願書は市内各中学校にあります。（学校教育課）

入学通知書は届きましたか

4月に小学校へ入学する児童の保護者には1月31日までに各小学校を通じて入学通知書をお届けしました。

入学通知書が届かない方はすぐに学校または市学校教育課（電㉜5550）、支所管内は各公民館へ申し出てください。（学校教育課）

日曜園芸教室
とき　3月4日　9時
ところ　大分農協4階ホール
内容　大菊・盆栽菊・朝顔の手入れ

市の特殊教育施設のご利用を

知恵おくれ、肢体不自由、弱視、言語障害などの子供の教育でご心配な方はいませんか。

市には養護学校（新生、鶴崎坂ノ市養護）、言語治療教室（金池、鶴崎小）、弱視教室（荷揚町小）があります。ここでは専門の知識をもった先生が指導しています。

気軽に市教育委員会や養護学校にご相談ください。（学校教育課）

責任技術者認定試験を行なう

市水道局では責任技術者の認定試験を行ないます。

▽資格　①学校教育法に基づく旧制中学校、新制高等学校またはこれと同等以上の学校において土木、機械に関する学科を修め3年以上水道工事に従事した経験のある者　②地方公共団体において引き続き5年以上水道工事に従事した経験のある者、③引き続き10年以上水道工事に従事した経験のある者

▽申し込み方法　①申請用紙は水道局工務課にあります。②受付場所　大道町1丁目水道局工務課　③受付期間　2月26日から3月5日まで

▽試験　日時　3月9日　9時　場所　文化会館小ホール

詳細は水道局工務課（☎㊸2050）へ（水道局）

戦没者遺族に特別弔慰金を支給

大東亜戦争以後（昭和16年12月8日）死亡した戦没者の遺族で次に該当する方に特別弔慰金3万円を支給します。

該当者は市社会課または各支所市民係まで申し込みください。

〔該当条件〕

(1)その戦没者について弔慰金（5万円または3万円）を受けていること　(2)その戦没者についての公務扶助料、遺族年金、遺族給与金等を受ける権利者が昭和40年4月1日から47年3月31日までの間に失権していることただし昭和47年改正前の法律によりすでに支給された方には支給しません。(3)支給の対象となる者は戦没者の兄弟姉妹までの遺族であること。（社会課）

インドシナ救援金にご協力を

日本赤十字社では南北ベトナム、ラオス、クメール（旧カンボジア）などインドシナの全難民や戦争犠牲者のため救援金を募集します。

ご協力をお願いします。

▽受付期間　3月31日まで

▽受付場所　日本赤十字社大分県支部（☎㉞2236）または市役所社会課、同各支所市民係

▽その他　救援物資は受け付けません。（社会課）

特設人権相談所（無料）を開設
とき　2月27日　10時～15時
ところ　トキハデパート5階

農業者年金保険料の納入は早く

昭和46年1月1日農業者年金加入資格取得者は昭和46年1月～3月分の保険料を4月末日までに納入しないと時効となります。とくに大正5年1月2日から大正6年1月1日までに生まれた人（昭和46年1月1日加入時54歳）は時効にかかると2年間の保険料をさかのぼって納入できなくなるため満60歳に達する日までに5年以上の保険料納付済期間を満たすことができず年金を受ける資格がなくなります。

まだこの年金に加入していない方も早く加入してください。（農業委員会）

自衛官を募集
詳細は自衛隊大分地方連絡部（電㊱6272）へ

県学生寮（京都大阪）入寮生募集

県奨学会では48年度県学生寮（京都学生寮・大阪学生寮）の入寮生募集を3月20日まで行なっています。

入寮希望者は県総務部総務課内、財団法人大分県奨学会（☎㊱11111）へ申し込んでください。

婦人電気教室会員募集中
くわしくは九州電力サービスセンター（電㊱4121）へ

環境週間の標語を募集します

環境庁では6月5日からの環境週間の標語を募集します。

▽主題　公害の防止、自然環境の保護など環境の保全についての意義を強調したもの。

▽応募方法　官製ハガキ1枚に1標語とし住所・氏名・郵便番号・年齢・職業（学生の場合は学校名・学年）を明記のこと。

▽締切り　2月28日（当日消印有効）

▽送り先　東京都千代田区霞ヶ関3の1の1　環境庁広報室

詳細は県公害局へ

雇用促進住宅の入居者を募集

雇用促進住宅「戸次宿舎」の入居者を募集します。

入居希望者は大分公共職業安定所事業課にご相談ください。

▽対象者　(1)公共職業安定所の紹介により就職し住所を移転する方　(2)失業保険被保険者で住宅に困窮している方

▽設置場所　大字中戸次　▽募集戸数　4百戸（鉄筋コンクリート5階建アパート形式）

▽家賃　月額5千8百円　▽敷金は家賃の2ヵ月分相当額

詳細は大分公共職業安定所（☎㉜3430）へお問い合わせください。

正しい番号　正しいダイヤル
記憶より記録、電話のそばにメモと鉛筆　大分電報電話局

県勤労者創作美術展を開く

第16回大分県勤労者創作美術展を開きます。入場は無料です

▽期間　3月13日～18日　▽場所　トキハ文化ホール　▽種目　絵画、彫刻・工芸・デザイン・写真・書道　▽搬入期日　3月10日～11日　▽搬入場所　県総合庁舎4階47号会議室、▽その他　出品料は1点につき2百円

詳細は県労政課（☎㊱1111）へお問い合わせください。

寄付のお礼

次の方々からご寄付がありました。厚くお礼申し上げます。

香典返し寄付　（敬称略）

（大分地区）▽宇野久生　中島東　▽間藤昭三　西原　▽西川菊一　金谷迫　▽佐々木とみ大久保　▽甲斐曠　椎迫　▽首藤忍　片島　▽塩月憲一　高松　▽羽瀬正　中島中央　▽水田収明野北町　▽森善美　碩田町　▽恒川時雄　大石町　▽青柳ふじの　六坊町　▽秦ツヤコ　新貝　▽三浦義正　田中町　▽西口末光　津守　▽宮崎篤　荏隈　▽五嶋忠志　泉町　▽三浦隈生三川　▽安部久太郎　住吉町　▽恒松スエノ　金池南　▽牧洋一　明野北町　▽山下利　金池南　▽工藤イノ　牧　▽宮崎時太郎　上野丘　▽後藤徳太郎中萩原

（鶴崎地区）▽仲摩数雄　常行　▽村上隆一　広内　▽石本富美夫　国宗　▽佐藤豊　横尾　▽岩本軍三　二目川

（大在地区）▽藤沢左門　角子原

（坂の市地区）▽高橋健吉　倉掛　▽板井武夫　木田　▽河野裕年　細　▽木田孝　屋山

（稙田地区）▽田村武始　木上　▽千歳俊彦　宮崎　▽柳井昭男　木上　▽松尾昇　国分　▽佐藤一生　上宗方　▽後藤春男　旦野原

（大南地区）▽小野豊　赤仁田　▽甲斐利秋　弓立　▽川内数江戸次本町

特志寄付

▽読売新聞社、TOSテレビ大分、トキハ　▽三社詣第二班団体御一同　▽大分バス一従業員　▽城南団地一主婦　▽安部正蔵三佐　▽池上義政　徳島　以上2月5日まで受付分

（市社会福祉協議会）

公民館だより

中央公民館行事

会場㊋は文化会館その他は公民館で行ないます。

▽2月21日書道Cの1 10時㊋地区主事会13時▽2月22日書道Cの2 10時㊋俳画B組10時A組13時㊋▽2月23日料理2年9時▽2月24日川柳13時㊋俳句13時㊋短歌13時▽2月26日養命大学13時㊋中央生活学校13時㊋▽2月27日民踊13時▽2月28日中央婦人学級10時㊋▽3月1日書道A10時㊋▽3月3日俳句13時▽3月5日定例館長会10時

▽中央公民館短信

「募集」公民館では48年度行事の各種教室、学級生の募集をしていますので希望の方は☎㊸4938番へ申し込みください。

書道・料理・民踊・俳画・川柳短歌・俳句・生花・茶道・婦人学級・青年講座（夜間のみ）養命大学（65歳以上の方）

痘そうの予防接種を行なう

痘そうの予防接種を行ないます。該当者は母子手帳を持参のうえ近くの会場で受けてください。料金は無料です。

▽対象者　第1期　生後6ヵ月から生後24ヵ月までの者、第2期　小学校入学前6ヵ月以内　第3期　小学校卒業前6ヵ月以内、〔第2期・第3期については前回（12月実施）医師より不可と診断された者およびまだ接種を受けてない者〕

▽時間　各会場とも14時～15時

▽その他、㋑予防接種を受ける際は必ず健康診断を受けてください。㋺保護者は子供の健康状態をくわしく医師に話してください。㋩問診票は各会場で配布します。㋥問診票の記入にあたっては母子手帳を参考にして責任をもって記入捺印してください。

〔接種できない人〕　㋑有熱患者、心臓血管系　腎臓　肝臓に疾患のある者、糖尿病患者、脚気患者、その他医師が予防接種を行なうことが不適当と認める疾病にかかっている者。㋺病後衰弱者または著しい栄養障害者㋩アレルギー体質の者、㋥まん延性の皮膚病にかかっている者で種痘により障害をきたすおそれのある者またはポリオ、麻しんの予防接種をうけた後1ヵ月を経過していない者

〔接種後の注意〕　㋑接種当日およびその翌日は安静を守るため激動、入浴等を控えてください。㋺接種部位が赤くなったり痛んだりすることがあり、軽いだるさ、頭痛、発熱、さむけ等を覚えることがありますが、いずれも通常2・3日中には特別の処置をしなくてもしだいになくなります。しかし高熱、おうと、けいれん、その他異常な症状があるときはすみやかに医師の診察をうけ、同時に衛生課にご連絡ください。㋥接種部位は清潔に保ってください。（衛生課）

痘そう予防接種日程表

接種月日	接種日	会場名
3月7日	3月13日	南大分中学校 春日町小学校 市営陸上競技場 明野西小学校 稙田小学校
3月8日	3月14日	大道小学校 東大分小学校 中島小学校 大坂ノ市小学校
3月9日	3月15日	金池小学校 滝尾小学校 鶴崎小学校 大在小学校 戸次小学校 敷戸小学校

3月前半の不燃物収集

月日	地区名
3月1日	王子北町、王子西南町、王子中町、王子町3丁目
	南王子3丁目、都町、大手町
3月2日	中央町、府内町、松岡校区
3月3日	大南支所全域、羽屋、羽屋新町、古国府、広瀬町
3月5日	金池町1～5丁目、金池南、上野町、桜ヶ丘、
	六坊町、元町
3月6日	上野丘1～2丁目、上野丘東西、顕徳町
3月7日	生石全域、浜の市、大分港、田中、畑中、豊饒
3月8日	南太平寺、上田町、三ヶ田町
3月9日	二又、旭町、長谷、芳河原、曲
3月10日	稙田支所全域、城南団地、尼ヶ瀬、明磧、中の瀬
3月12日	羽田、南下郡、北下郡
3月13日	津守、富岡、片島
3月14日	芦崎、浜町北東、新川東西
3月15日	永興、竹の上、深河内、荏隈町